# オルトートルイジン関係の政省令改正に係る追補について

平成 28 年 11 月 2 日付け政令第 343 号、同年 11 月 30 日付け厚生労働省令第 172 号及び厚生労働省告示第 403 号により、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則、労働安全衛生規則及び関係告示が改正され、オルトートルイジンが特定化学物質に追加されたほか、所要の規定が定められ、平成 29 年 1 月 1 日より施行されました。主な改正内容は下記のとおりです。

平成29年1月

中央労働災害防止協会

記

# ●労働安全衛生法施行令の改正

- ア 特定化学物質の第2類物質として、オルトートルイジン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「オルトートルイジン等」)が追加された。これにより、当該物質を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断を行わなければならない。(令別表第3関係)
- イ オルトートルイジン等の製造等業務に従事したことのある労働者に対し、 配置転換後も特殊健康診断を行わなければならない。(令第22条関係)

# ●特定化学物質障害予防規則の改正

- ア オルトートルイジン等を特定化学物質の「特定第2類物質」及び「特別管理物質」に追加された。これに伴い、オルトートルイジン等については、特化則第38条の3の作業場内掲示、第38条の4の作業記録の作成及び記録の30年間保存、第40条第2項の特殊健康診断の結果の記録の30年間保存がびに第53条の記録の提出の対象となる。(特別第2条及7別表第1関係)
- イ オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う屋内作業場については、 作業環境測定及びその結果の評価を行い、これらの結果の記録を 30 年間 保存しなければならない (特化関第36条及び第36条の2関係)。
- ウ 第1類物質または第2類物質の製造・取扱い作業にあたっては、シャワー等の洗浄設備の設置に加え、これらの飛散等により労働者の身体が汚染

された場合、速やかにシャワー等の洗浄設備により労働者の身体を洗浄しなければならない。「クロロホルム等」及び「クロロホルム等以外のものであつて別表第1第37号に掲げる物」についても適用となる。(特(関第24条、第38条関係)

エ 事業者は、オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及びこれらの業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、特化則第39条原係)

特殊健康診断項目は下記のとおり。

- ○一次健康診断(特化則別表第3関係)
  - 1 業務の経歴の調査\*
  - 2 作業条件の簡易な調査\*
  - 3 オルトートルイジンによる頭重\*、頭痛\*、めまい\*、疲労感\*、倦怠 感\*、顔面蒼白\*、チアノーゼ\*、心悸亢進\*、尿の着色\*、血尿、頻尿、 排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
  - 4 頭重\*、頭痛\*、めまい\*、疲労感\*、倦怠感\*、顔面蒼白\*、チアノーゼ\*、心悸亢進\*、尿の着色\*、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
  - 5 尿中の潜血検査
  - 6 医師が必要と認める場合は尿中のオルトートルイジンの量の測定\*、 尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査
- ○二次健康診断(特化則別表第4関係)
  - 1 作業条件の調査\*
  - 2 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、 尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数\*、網状赤血球数\*、メトヘモ グロビンの量等の赤血球系の血液検査\*

\*印の項目は当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る
オ 日本産業衛生学会やACGIH から皮膚吸収による障害のおそれがあると
の勧告がなされている下記の物質の製造・取扱い作業の際には、特化則第
44 条で事業者に備付けを義務付けている保護衣等を使用しなければなら
ない。(特化則第44条関係)

なお、同条及び第45条については、特化則第2条の2および第12条の2でクロロホルム等の特別有機溶剤およびそれらの有機溶剤業務以外の業務、液体状ナフタレンを製造又は取り扱う業務の適用が除外されていたが、今般の改正によりこれらも対象となった。

#### 特化則第44条第2項及び第3項の保護具使用義務の対象物質

ジクロルベンジジン及びその塩、塩素化ビフェニル(別名PCB)、オルトートリジン及びその塩、ベリリウム及びその化合物、ベンゾトリクロリド、アクリルアミド、アクリロニトリル、アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)、エチレンイミン、オルトートルイジン、オルトーフタロジニトリル、クロロホルム、シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム、四塩化炭素、1,4一ジオキサン、3,3′一ジクロロー4,4′一ジアミノジフェニルメタン、ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)、ジメチルー2,2一ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)、1,1 一ジメチルヒドラジン、臭化メチル、水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)、スチレン、1,1,2,2一テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)、テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)、トリレンジイソシアネート、ナフタレン、ニトログリコール、パラーニトロクロロベンゼン、弗化水素、ベンゼン、ペンタクロロフェノール(別名POP)、シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン又は2一メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン、沃化メチル、硫酸ジメチル

カ 1,3一プロパンスルトンについて、保護具の使用による防護対策を一 層徹底するため、労働者に対し、その使用が義務づけられた。(特化則第38 条の19関係)

# ●労働安全衛生規則の改正

保護衣等の保護具の備付けを義務付けられる業務の範囲が、がん等も含めた健康障害全般を起こす業務に拡大された(安衛則第594条関係)。

# ●関係告示の改正

オルトートルイジンについて、下記のように規定された。

- ・作業環境測定における試料採取方法 固体捕集方法
- ・作業環境測定における分析方法 ガスクロマトグラフ分析方法

(作業環境測定基準 昭和51年労働省告示第46号)

- ・管理濃度 1ppm (作業環境評価基準 昭和63年労働省告示第79号)
- ・抑制濃度 1ppm

(特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能

昭和50年労働省告示第75号)

・抑制濃度を超えないよう局所排気装置を稼働すべき物質に追加

(特定化学物質障害予防規則第8条第1項の厚生労働大臣が定める要件

平成15年厚生労働省告示第378号)

(11の2) オルトートルイジン(特定第2類物質、特別管理物質)	
化学式等	C <sub>7</sub> H <sub>9</sub> N NH <sub>2</sub>
	2ーアミノトルエン、
	2-メチルアニリンともいう。
性 質	融点·16℃(α型),·24℃(β型)、引火点 85℃,沸点 200℃,蒸気
	圧 34.5Pa (25℃)。特徴的な臭気のある無色~黄色の液体。空気や
	光にばく露すると帯赤茶色になる。
おもな用途	アゾ系及び硫化系染料、有機合成、溶剤、サッカリン。
有害性	ヒトに対する発がん性あり。国際がん研究機関(IARC)の評価区
	分はグループ1。膀胱がんを起こす十分な証拠がある。こうした尿
	路系の障害(腫瘍等)に加えて、急性の影響として、溶血性貧血、
	メトヘモグロビン血症等(具体的な症状は、頭重、頭痛、めまい、
	倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等)
	血尿が報告されている。経皮吸収する。
障害の予防	管理濃度 1ppm
	許容濃度 日本産業衛生学会 1ppm 4.4mg/m³ 皮
	TLV ACGIH 2ppm 8.8mg/m <sup>3</sup> Skin
	(TLV-TWA)
	取扱い場所の通風・換気をよくする。85℃以上では、密閉系および
	換気。20°Cではほとんど気化しない。しかし噴霧すると、浮遊粒子
	が急速に有害濃度に達することがある。許容濃度を超えても、臭気
	として十分に感じないので注意すること。あらゆる接触を避ける。
	取扱後は手などをよく洗うこと。
/12 ## 目	火気厳禁。炎や高温のものから遠ざけること。 (ル学)はままな。(23世界は、アクゴーバル・/23世界 pront 円/23世界
保 護 具	化学防護手袋、保護眼鏡、安全ゴーグル、保護面、呼吸用保護具、
	化学防護服を着用すること。 皮膚に付着した場合は、直ちに大量の水と石鹸で洗い落とすこと。
心或相區	次骨に竹有した場合は、直のに入重の水と石鹸で化が各とりこと。    汚染した衣服は脱がせる。目に入った場合、数分間注意深く洗い、
	万架 じんればはがかせる。日に八ろん場合,数分間任息体へがい、   医師に連絡する。流水で15分間以上洗い,眼科医の処置を受ける。
	作業が終わったら、うがい、洗眼を励行すること。
	吸入した場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休
	息させる。人工呼吸が必要なことがある。医療機関にただちに連絡
	する。ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診断、手当てを
	受けること。
災害事例	イン
	になり、調査の結果、オルト・トルイジンに経気道のみならず経皮
	からもばく露していたと示唆された。
-	